

# お知らせ

パート III

## 子育て

### 新しい子ども医療費助成 受給券を送付しました

8月1日から使用できる新しい受給券を対象となる人(中学校3年生までのお子さん)に送付しました。届いていない場合はお問い合わせください。期限切れの受給券は左記窓口、回収ボックスへ返納、または保護者の責任で破棄してください。

### 【返納先】

【窓口】子育て支援課(郵送可)、各支所。

【回収ボックス】中央保健センター、高花保健センター、各出張所。

【子育て支援課児童家庭班(☎内線242)】

お忘れなく！  
期限内に必ず提出しましょう

### 【児童扶養手当現況届】

児童扶養手当の認定を受けている人に現況届を送付しました。8月末までに現況届の提出が必要です。提出がないと、8月以降の手当を受給することができません。

なお、所得超過により手当を受けていない人も提出が必要です。ご注意ください。

### 【ひとり親家庭等医療費等 助成資格申請】

一度申請した人でも毎年8月末までに申請を行う必要があります。※期限内に提出をした場合、8月1日から資格が継続されます

が、期限後の場合、受付日からの資格となります。

### 【夜間休日の受け付け】

平日に手続きを行うことが難しい人は、左記の夜間、休日受け付けをご利用ください。

●夜間：8月25日(木)、30日(火)・午後5時15分～8時

●休日：8月21日(日)・午前9時～午後5時

●場所：子育て支援課(市役所一階)。

※児童扶養手当、ひとりの親家庭等医療費等助成とも、資格を停止、却下することがあります。

【子育て支援課児童家庭班(☎内線241)】

養育費などの問題を  
専門家が解決します

離婚に伴う養育費などの問題を解決するため、法律専門家による無料相談を行います。

●8月27日(土)・午後1時30分～3時30分(1人30分、3人まで)

●場：ミレニアムセンター 佐倉。

●県内在住者。

●他：託児サービス有り。

●事前予約あり。

●〒千葉県母子寡婦福祉連合会

(☎043-222-581)

(☎043-222-581)

みなさん、専門家に相談してみませんか。

管理組合の運営・管理規約などの相談、管理状況の簡易自己診断と改善事項の助言、出前講座など。

市内の分譲マンションの区分所有者で構成するマンション管理組合の代表者。

11月30日(水)(消印有効)までに指定の様式(市ホームページでダウンロード、様式希望者はFAXで左記まで請求)に必要事項を記入し、左記まで郵送または持参。

建築指導課住宅班(☎内線776)。

マンション管理組合の  
自律的運営を支援します

マンション管理士が管理組合活動に役立つセミナー・交流会と個別相談会を行います。

●9月10日(土)【セミナー】午後1時～【個別相談会】午後4時～(1組60分程度)。

●場：うつけ公民館。

●【セミナー】①長期修繕計画の見直しと大規模修繕工事の進め方②標準管理規約等改正の概要

【個別相談会】管理組合の規約や運営に関すること、建物の維持管理に関することなど。

市内のマンション管理組合の関係者など。

4組(個別相談会)。

無料。

セミナー希望者は出席人数を、個別相談会希望者(先着順)は相談内容を事前に電話またはFAXで左記へ。

〒千葉県マンション管理士会

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

(☎043-244-909)

## 市民意見公募

### 第10次印西市交通安全計画(素案)

- 閲覧期間…8月3日(水)～16日(火)。
- 閲覧場所…市役所行政資料コーナー、市民安全課、各支所・出張所・公民館・図書館、市ホームページから閲覧も可。
- 市内に在住、在勤、在学の人。
- 8月16日(火)(消印有効)までに、意見書に住所、氏名を記入し、郵送、FAX、メールまたは下記まで持参。
- 閲覧場所に設置するご意見箱に投函も可。
- 提出に要する諸費用は、提出者が負担。
- 電話など口頭による受け付けや意見に対する個別の回答は行いません。
- 市民安全課市民安全班(☎内線711・FAX④7242・siminanzenska@city.inzai.lg.jp)。

## 佐倉市民花火大会に伴う交通規制

8月6日(土)・午後5時30分～9時

「第56回佐倉市民花火大会」が佐倉市を会場に開催されます。当日は、県立印旛沼公園の周辺道路で激しい混雑が予想されることから、緊急車両の通行を確保するため、一般車両に対し、左図のとおり通行止めなどの交通規制を実施します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。※来場者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。※荒天の場合は翌日に順延。印旛沼公園は、当日1日駐車禁止となります。



## 農地を貸したい人、借りた人

### 農地中間管理機構を活用しよう

地域が抱える人と農地の問題を解決するには、信頼できる農地の中間的受け皿を活用することが有効です。

「農地の管理が難しくなってきたので貸したいが、相手を見つけれない」「経営規模を拡大したいが借りられる農地を探るのが大変」といったことはないでしょうか。

貸したい農地がある人は、機構が農地の受け手を探します。農地のある市町村、または千葉県園芸協会(農地中間管理機構、以下機構)にご相談ください。

また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。貸したい相手がいる場合もご相談ください。また、農地を機構へ貸した地域には、協力が支払われます。また、農地を機構に貸し付けた個人にも、要件を満たせば協力が支払われます。※機構で現地確認を行った結果、再生困難な遊休農地などは、借り受けを行いません。

## 農地中間管理機構

(公社)千葉県園芸協会

よし、規模拡大しよう!



貸し付け

## 農地中間管理機構

(公社)千葉県園芸協会

- ①農地を借り受けます
- ②担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう、配慮して貸し付けます
- ③必要に応じて、農地の利用条件を改善します

借り受け

農地を貸したいなあ



出し手

### 一協力金の内容一

- ①地域集積協力金(地域) 集落などの農地をまとめて(2割超)機構へ貸し付けた場合 1.5～2.7万円/10a
- ②経営転換協力金(個人) 離農または畑に専念するため、水田などの部門をやめ、その農地を機構へ貸した場合(貸付面積に応じて) 5～70万円/戸
- ③耕作者集積協力金(個人) 連続する2筆以上の農地などを機構へ貸した場合 1万円/10a